

感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業 (東京都政策課題対応型商店街事業)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施し、安全安心な商店街づくりを行う商店街を支援いたします。

1 対象者

都内商店街

2 補助対象期間

令和2年9月1日(火曜日)から12月31日(木曜日)まで

3 補助対象経費

商店街及び加盟店舗で取組を実施するにあたり、商店街が購入する以下の経費を対象



①感染拡大防止ガイドラインに沿った取組の周知に要する経費	【主な補助対象経費】 ◆ チラシ・ポスター、パンフレット、リーフレット、のぼり、看板、横断幕、映像・音声データの作成委託経費 (※ 上記広報物の掲出に係る経費も含む) ◆ HP 更新に係る委託経費
②感染拡大防止ガイドラインに基づく物品購入費	【主な補助対象経費】 ◆ サーモカメラ、サーモグラフィ ◆ アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション (※ 上記物品の設置に係る経費も含む) ◆ カラーコーン、ベルトパーテーション、パーテーションポール ◆ 体温計、換気用扇風機・サーキュレーター、空気清浄機、消毒液用オートディスペンサー、紫外線照射機、拡声器、コイントレー
③感染拡大防止ガイドラインに基づく消耗品購入費	【主な補助対象経費】 ◆ 消毒液(詰め替え容器含む)、マスク(来街者用除く)、フェイスシールド、ヘアネット、ゴーグル、使い捨て手袋、ソーシャルディスタンス誘導シール・ステッカー、ごみ袋、石鹸、洗浄剤、漂白剤、トイレ用ペーパータオル (※ 総額10万円を補助対象経費の限度とする)
④その他諸経費	【主な補助対象経費】 ◆ 振込手数料、代引手数料、送料

※詳細は、募集要領を御参照ください。

4 補助率

補助対象経費の10分の9以内(補助限度額は50万円)

5 申請受付

令和2年9月1日(火曜日)から10月30日(金曜日)まで

申請書類及び関係書類を簡易書留等により郵送

※募集要領及び申請書類・様式については、

下記の東京都産業労働局のホームページ(魅力ある商店街づくりに関すること)に順次掲載いたします。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>



6 その他

商店街をあげて「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示に取り組んでいただき、一定の基準に達した場合は、都のホームページにおいて公表するとともに、知事よりお礼状を送付することを予定しております。詳細は、上記の東京都産業労働局のホームページを御参照ください。

《問い合わせ先》

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4787